

○つくば市議会報編集要項

平成16年 2月26日議会報編集委員会承認

平成16年 2月27日決裁

平成30年11月 5日議会報編集委員会承認

平成30年11月30日決裁

令和 2年 9月 4日議会報編集委員会承認

令和 2年 9月 4日決裁

1 目的

市民に対し、議会活動を周知するとともに、議会に対する市民意識の高揚を図り正しい理解と協力を得る。

2 編集の基本方針

- (1)客観性を保持し、政党に関することは掲載しない。
- (2)個人の名誉を尊重し、議員の私生活にわたることは掲載しない。

3 議会報の名称

議会報の名称は、「つくば市 議会だより」とする。

4 紙面の規格

- (1)判型 タブロイド判
- (2)頁数 8ページを原則とする。
- (3)組型 縦7段、49行、14字
- (4)活字 14級正体
- (5)紙質 再生紙マットコート (4/6 70kg・古紙100%、白色度70%程度)
- (6)インク 大豆油インキ

5 発行

- (1)毎定例会終了後、おおむね50日以内に発行する。
- (2)議会報の単独発行とする。
- (3)議会報は年4回以上発行する。

6 掲載事項

- (1)定例会及び臨時会に関する事項
(会派代表質問、一般質問、議案質疑、決議、意見書)
- (2)常任委員会、特別委員会に関する事項
- (3)請願・陳情に関する事項
- (4)人事、表彰、その他必要と認める事項

7 掲載申出

- (1)会派代表質問の掲載は、会派代表者が議会報会派代表質問掲載申出書（様式第1号）により議長まで申し出る。
- (2)一般質問の掲載は、一般質問者が議会報一般質問掲載申出書（様式第2号）により議長まで申し出る。

8 配布範囲

議会報は市内全世帯、官公署、学校等に配布する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

様式第1号

議会報会派代表質問掲載申出書
(その1)

年 月 日

つくば市議会議長 様

会 派 名

会派代表者名

年 月定例会における、会派代表質問については下記の項目を議会報
(つくば市議会だより第 号) に掲載されたくお願いいたします。

記

質問事項	その2 (裏面)
------	----------

※なお、質問事項が重複している場合は会派間において調整いたします。

様式第2号

議会報一般質問掲載申出書
(その1)

年 月 日

つくば市議会議長 様

市議会議員名
会 派 名

年 月定例会における、一般質問については下記の項目を議会報（つくば市議会だより第 号）に掲載されたくお願いいたします。

記

質問事項	その2（裏面）
------	---------

※なお、質問事項が重複している場合は当事者間において調整いたします。

